

電話交換業務仕様書

第一管区海上保安本部救難課

1 適用

本仕様書は、第一管区海上保安本部（以下「当本部」という。）の電話交換業務に適用する。

2 使用機材

電話交換機 2台

3 期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

（ただし、土・日曜日、祝日法による休日及び12月29日から1月3日を除く期間）

総勤務日数 計241日間（国民の祝日 2025年11月1日現在）

4 勤務場所

第一管区海上保安本部内 電話交換機室

小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎

* 電話交換室については、パーテーション等で区切っており、感染防止対策を施し、個人スペースが確保されている。

5 勤務時間

1日の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

* 休憩時間のため2時間までは電話交換機1台での作業を行えることとする。

6 業務内容

（1）一般加入電話からの電話を当本部及び小樽海上保安部の担当者に接続すること。

* 一日当たりの概算接続件数（実績）は、100件である。

（2）原則として業務期間中は作業員2名を配置すること。

ただし、受注者の都合で変更する必要が生じた場合は、当本部担当官と事前に協議し指示に従うこと。

7 電話受け記録

外部からの電話を受けた場合は、様式1に必要事項を記入し、当本部担当官へ提出すること。

8 その他

（1）1ヶ月毎に検査職員の履行確認検査を受けることとする。

（2）支払いは検査職員の履行確認後の支払とするので、1ヶ月毎に請求すること。

（3）電話交換室の設備及び物品等について、作業員の故意または重大な過失により損害があった場合は、受注者においてこれを賠償すること。

（4）各種保険料及び通勤のための交通費は受託者の負担とする。

（5）受注者は、国家公務員法に基づく守秘義務と同様の守秘義務を負うことを約定し、作業員に対しては、当該作業により知得した内容を第三者に漏洩することのないよ

う秘密の保持及び適切な業務の実施等を遵守させるものとし、契約時には、「秘密保全等に関する誓約書（一管様式2）」を提出すること。

（6）第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

（7）その他、本仕様、業務の実態等、疑義が生じた場合は当本部と協議すること。

9 再委託承諾申請書の提出

受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、「再委託承諾申請書」を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

10 情報保全に係る履行体制及び提出書類

（1）本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当原課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、公告期間中に「情報保全に係る履行体制に関する資料（一管様式1）」を担当原課へ提出し、同意を得ること。なお、同資料の記載情報に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得るものとする。

（受注後、確保すべき履行体制）

・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。

・担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。

① 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。

② 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課の指示に従うこと。なお、当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。

③ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じるものとする。

（2）担当原課

〒047-8560 北海道小樽市港町 5-2

第一管区海上保安本部警備救難部救難課（担当：伊藤努）

電話(0134)27-0118 内線3255

2026年度(令和8年度)

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

様式1

令和 年 月分電話受け記録

日付	曜日	勤務者	午前 取次件数	午後 取次件数	合計 取次件数	特記事項
1		印				
		印				
2		印				
		印				
3		印				
		印				
4		印				
		印				
5		印				
		印				
6		印				
		印				
7		印				
		印				
8		印				
		印				
9		印				
		印				
10		印				
		印				
11		印				
		印				
12		印				
		印				
13		印				
		印				
14		印				
		印				
15		印				
		印				

様式1

令和 年 月分電話受け記録

日付	曜日	勤務者	午前 取次件数	午後 取次件数	合計 取次件数	特記事項
16		印				
		印				
17		印				
		印				
18		印				
		印				
19		印				
		印				
20		印				
		印				
21		印				
		印				
22		印				
		印				
23		印				
		印				
24		印				
		印				
25		印				
		印				
26		印				
		印				
27		印				
		印				
28		印				
		印				
29		印				
		印				
30		印				
		印				
31		印				
		印				
合 計						